

## 目 次

1	方針の位置づけ・狙い等	1
2	気候変動による影響への適応の進め方	3
2-1	適応の考え方	3
2-2	県施策に係る適応の進め方	4
3	気候変動による影響の現状	6
3-1	千葉県における気象等の現状	6
3-2	千葉県における気候変動による影響の現状	9
4	気候変動による影響予測と評価	18
4-1	地球温暖化の予測と温室効果ガスの排出シナリオ	18
4-2	千葉県における気象等の予測	19
4-3	千葉県における気候変動による影響予測と評価	23
5	現状及び影響予測のまとめ	33
6	県施策に係る適応の取組方針	37
7	県民・事業者の適応策	46

## 1 方針の位置づけ・狙い等

### (1) 位置づけ

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）<sup>1</sup>の第5次評価報告書によると、今後、世界で温室効果ガス<sup>2</sup>の排出量をできる限り抑制した場合でも、今世紀末の地球の温暖化は避けられないとされており、私たちは温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和」を進めると同時に、気候変動<sup>3</sup>による影響への「適応」を進めていく必要があります。

そのため、県では2016(平成28)年9月に策定した千葉県地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）において、今後、県の適応策について計画的に取り組んでいくとしたところ  
です。

本方針は、実行計画に基づき進める、県施策に係る適応の取組方針として策定し、将来的に実行計画に統合することを予定しています。

### (2) 取組方針の対象期間

本取組方針は、21世紀末頃までの長期的な影響を意識しつつ、実行計画の計画期間に合わせ、2030年度程度までの取組方針を示すものとします。

### (3) 本方針の狙い

気候変動による影響か否かに関わらず、災害対応や熱中症対策など、現在各分野で発生している現象に対しては既に必要な対策が進められており、直ちに大幅な変更・修正をしなくては  
いけない施策は、現時点ではあまり多くないと考えられます。

しかしながら、2050年、2100年と長期にわたって現れる気候変動による影響への対応は、  
中長期的な観点が必要であり、現在の施策を直ちに変更・修正する必要がなくても、施策の  
方向性を検討し準備していくことが重要です。

本方針は、千葉県における各分野の気候変動の影響を整理したうえで、関係する県の施策を  
抽出し、各施策における現時点の取組方針を整理しています。このことにより、現時点で行う  
べき施策については具体的に検討し推進するとともに、現在特段の対応が必要ない分野の施策  
についても気候変動による影響への適応の考え方を組み込み、今後の気候変動による影響の推

---

<sup>1</sup> IPCC 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

<sup>2</sup> 温室効果ガス 赤外線を吸収する効果を持つ気体の総称であり、温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が規定されている。

<sup>3</sup> 気候変動 人為起源による地球温暖化及びその他による気候の変動のこと。

移を継続して把握していくことなどにより、各施策で気候変動による影響に備えることができるようにしています。

また、千葉県における気候変動の影響や予測を整理し情報提供することで、県民や事業者自らが適応策に取り組むことができるようにしています。